

## 海外旅行保険の説明書

## 海外旅行保险说明书

当協会では、研修期間中の研修生の傷病、死亡等に備えるものとして、研修生を被保険者とする保険契約を締結しています。

契約の概要は以下のとおりですが、ご不明な点は当協会へお問い合わせ下さい。

### 1. 補償の種類と支払い金額

#### (1) 死亡保険金

事故などにより研修生が受傷し、事故の日から180日以内に死亡した場合、又は研修生が疾病により死亡した場合に保険金が支払われます。保険金は、保険会社から研修生の法定相続人に支払います。

支払い金額：500万円

#### (2) 傷害後遺障害保険金

事故などにより研修生が受傷し、事故の日から180日以内に後遺障害が発生した場合に保険金が支払われます。

支払い金額：500万円に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額。

#### (3) 治療・救済者費用保険金

事故などにより研修生が受傷し治療を受けた場合、又は疾病により研修生が治療を受けた場合に、治療費用として保険金が支払われます。ただし、医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。

保険金は、医療機関に直接支払われますので、研修生は原則として医療費を立て替える必要はありません。

研修生が研修期間中に、けがや病気により死亡した場合、事故により生死が確認できない場合、3日以上入院した場合等に必要となる救済費用(交通費、宿泊費等)が保険金で支払われます。

支払い金額：治療費と救済者費用の合計の実費(600万円限度)

但し、救済者費用に関しては、費用の内容によって限度額があります。

#### (4) 賠償責任保険金

研修生が他人にけがをさせたり、他人のものを壊したりしたことにより法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金等につき保険金を支払われます。但し、研修時間中に起きた事故によるものは対象外です。

支払い金額：損害賠償金その他の費用(1,000万円限度)

本協会为了在研修期间中万一研修生出现受伤、生病或死亡情况时做到有备无患，签署了以研修生为被保险人的保险合同。

合同的概要如下，如有不明之处，请与本协会联系。

### 1. 賠償种类与给付金額

#### (1) 死亡保險金

研修生因事故等受伤，从事故发生日起算，在180天以内死亡时，或者研修生因病死亡时，由保险公司给付保险金。保险金由保险公司支付给研修生的遗属。

给付金額：500万日元

#### (2) 受傷引起的后遺症保險金

研修生因事故等受伤，从事故发生日起算，在180天以内发生后遗症时，由保险公司给付保险金。

给付金額：500万日元乘以根据后遗症程度计算出来的比率(4~100%)后得出的金額

#### (3) 医疗费用保險金

研修生因事故等受伤而接受治疗时，或者研修人员因疾病而接受治疗时，由保险公司给付保险金以作为医疗费用。但是，仅限于从医生开始治疗之日起算180天以内的所需费用。

保险金由跟本协会签订海外旅行保险特约的保险公司或者本协会向医疗机构支付，研修生没有必要垫付医疗费。

给付金額：实际支付医疗费(以600万日元为上限)

#### (4) 責任賠償保險金

第三者因研修生而受伤，或者研修生因损坏他人物品，在法律上负有赔偿责任时，由保险公司给付保险金以作为损失赔偿金。但是，研修时间内发生的事故引起的损失除外。

给付金額：损失赔偿金等费用(以1,000万日元为上限)。

## 2. 保険金の請求について

保険金の請求は当協会が行いますので、けがや病気などの場合には、速やかに受入企業または当協会に申し出て下さい。

## 3. 注意事項

次のような場合は、保険金が支払われませんのでご注意下さい。

### 1) 死亡、傷害後遺障害、傷害治療費用、救援者費用について

- (1) 入国前からのけがや病気
- (2) けんかや自殺、犯罪行為によるけがや死亡  
ただし、自殺の場合、救援者費用は保険金支払いの対象となります。
- (3) 無免許運転、酒酔い運転等によるけがや死亡
- (4) 脳疾患、心神喪失によるけがや死亡
- (5) 妊娠、出産、早産または流産及びこれに基づく疾病、外科的手術、その他の医療処置
- (6) 歯科治療等  
ただし、別途定める基準により、鎮痛、拔牙、充填、歯冠修理等の応急処置の範囲で当協会が歯科治療費を支払います。

### 2) 賠償責任について

- (1) 研修時間中に発生した賠償事故
- (2) 他人からの預かり物に対する賠償事故
- (3) 自動車などの運転による賠償事故等

以上のとおり保険金が支払われない場合もありますので、研修期間中の事故や健康管理には充分注意して下さい。

## 2. 保険金給付申請

保険金の給付申請手続由本協会办理,研修生受伤或生病时请速与研修接受公司或本协会联系。

## 3. 注意事項

以下情况不在保险金给付范围之内, 请注意。

### 1) 有关死亡、受伤引起的后遗症、伤害医疗费和救援者费用

- (1) 入境前已经受伤或生病者
- (2) 因吵架、自杀或犯罪行为而受伤或死亡者  
但是, 自杀者的救援者费用在保险金给付范围以内。
- (3) 因无证驾驶、酒醉后驾驶而受伤或死亡者
- (4) 因脑疾病、精神失常而受伤或死亡者
- (5) 妊娠、分娩、早产、流产以及由此引起的疾病、外科手术等其他医疗处置措施。
- (6) 牙科治疗等  
但是, 根据另行制定的标准, 止痛、拔牙、补牙、牙冠修理等应急处置范围内的牙科医疗费由本协会支付。

### 2) 有关责任赔偿

- (1) 研修时间内发生的赔偿事故
- (2) 为第三者代管物品的赔偿事故
- (3) 因驾驶汽车等而发生的赔偿事故、等等

由于以上情况不在保险金范围之内, 请各位研修生在研修期间注意保持健康, 防止发生事故。